

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市令和3年度災害復旧支援資金等利息等補助金
補助の区分	利子補給金
補助の概要	令和3年度における災害及び米価下落による農業経営への影響を軽減し、将来にわたり安定的に農業経営を営むことができるよう利子及び新潟県農業信用基金協会に支払う保証料相当額を農業者に補助する。
補助事業者	農業協同組合
補助対象経費	令和3年度災害等復旧支援資金及び令和3年度緊急農業経営安定対策資金の、融資実行日から2回目の約定返済日までに支払をした利息及び新潟県農業信用基金協会に支払う保証料相当額
類似補助の有無	無 ○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	債務保証の対価として支払う保証料を補助 ○少額（5万円以下）補助金の理由 貸付限度額2,000万円。融資額によって利子(0.25%)及び保証料(0.23～0.43%)が5万円以下の少額となる。
補助率等	利息及び債務保証の対価として支払う保証料を補助 ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 補助対象が、利息及び信用保証料相当額に対する補助となるため、1/2を超える。
数値目標等	B 数値化不可 ○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 農業者の負担軽減のために実施するものであり数値目標、費用対効果は算出できない。
補助制度開始	令和4年3月12日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	令和6年3月31日 ○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 令和3年7月1日から令和4年3月31日までに融資を受けた農業者が対象となるもので、新規募集はしない。
事業担当 （担当部署）	農林水産部農業政策課生産振興係
（電話番号）	0259-63-5117